

会 議 録 目 次

平成 2 2 年第 2 回海田町議会 3 月定例会（第 4 日目）

平成 2 2 年 3 月 2 4 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第10号議案	海田町自動車駐車場条例の制定について……………	3
日程第 2	第11号議案	海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について…	3
日程第 3	第12号議案	平成22年度海田町一般会計予算……………	3
日程第 4	第13号議案	平成22年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3
日程第 5	第14号議案	平成22年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3
日程第 6	第15号議案	平成22年度海田町老人保健特別会計予算……………	3
日程第 7	第16号議案	平成22年度海田町介護保険特別会計予算……………	3
日程第 8	第17号議案	平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	3
日程第 9	第18号議案	平成22年度海田町水道事業会計予算……………	3
日程第10	第19号議案	平成21年度海田町一般会計補正予算（第10号）……………	1 0
日程第11	発議第 1 号	安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書案について……………	1 5
日程第12	発議第 2 号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案について……………	1 6
		（閉 会）……………	1 7

平成22年第2回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月24日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月24日（水）9時00分宣告（第4日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	久 保 田 誠 司
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
水 道 課	長	市 川 英 士
建 設 課 課 長 補 佐		石 田 一 成

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任 主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第10号議案 海田町自動車駐車場条例の制定について
- 日程第2 第11号議案 海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第12号議案 平成22年度海田町一般会計予算
- 日程第4 第13号議案 平成22年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 第14号議案 平成22年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 第15号議案 平成22年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第7 第16号議案 平成22年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第8 第17号議案 平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 第18号議案 平成22年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10 第19号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 発議第1号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書案について
- 日程第12 発議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

この際、日程第1、第10号議案から日程第9、第18号議案までを一括議題といたします。

去る5日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、崎本議員。

○予算審査特別委員会委員長（崎本） 予算審査特別委員会の委員長の崎本でございます。

予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成22年3月5日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件は、第10号議案から第18号議案に至る9議案でございます。

審査経過でございますが、平成22年3月5日、本会議において議員15名で設置された本委員会は、3月8日から3回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、3月8日9時から工事関係の現地調査を行いました。第2回目の3月9日及び第3回目の3月10日は、会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第10号議案から第18号議案について、全会一致で可決するものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島） 以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第10号議案、海田町自動車駐車場条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決

いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。
討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、平成22年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、平成22年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論ござい

ますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、平成22年度海田町老人保健特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第15号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござ

ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第17号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をいたします。

3月10日の予算特別委員会では平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算案に賛成の態度を表明いたしました。再調査すれば、負担増となる見通しであります。と同時に、広島県からの援助の道、また、広島県後期高齢者医療広域連合の議会は3月30日の最終議会で決まることになっております。その結果で市町の後期高齢者の負担額が確定し、4月1日から賦課されるものであります。このような結果になったのも、広島県後期高齢者医療連合の議会は、各市町が予算議会を開く前に議会を開き、確定すべきであります。いろいろ理由があると思いますが、政権がかわったとはいえ、これまでに一部事務組合は各市町の町民に負担をお願いするわけですから、当然のことと言えます。だからこのような結果になるわけであります。

2つ目には、3月16日の広島県の県議会最終日で、県の財政安定基金を最大限活用するとしております。また、それとあわせて後期高齢者医療連合の余剰金を財源不足に充てられるという方針であります。これらの確定は3月30日の広島県後期高齢者医療連合の議会で決まることになっております。

後期高齢者医療制度は2006年、自民・公明両党が強行した医療改悪という法で決められました。後期高齢者とは75歳以上の人で、全国で約1,300万人、広島県内では20年度で32万9,000人、海田町では約2,321人で、医療費1人当たり、平成20年度、22年度の2年間で平均約8万934円で、軽減措置をされて6万310円でありました。2年ごとの料金見直しで、3月30日に広域連合の議会で、均等割で4万457円を1,334円引き上げて4万1,791円とし、平等割では7.14%から0.39%引き上げて7.53%となり、県の支援金と広域連合の余剰金がつぎ込まれたとしても、平均3,491円引き上げられることになります。率として5.8%、約3,500円ありますが、これとなる見通しであります。来年度は徳島県が7.74%引き上げて全国1番。2番目は広島県の5.8%引き上げ、1人当たり3,500円上がり、軽減措置しても6万3,810円となる見込みであります。政権が交代し、すぐ廃止かと思えば、それどころか、保険料は引き上げ、ますます診療に行きにくくなる結果

のようです。民主党が当初の廃止の約束を破って、しかも、値上げを抑えるための補助金もしないのも大きいし、また、廃止した後、新制度の案もひどい。案だとしても、65歳以上になればみんな国保に入り、子どもに扶養されていても国保に加入する。ただ、会計は現役世代と別勘定としておりますが、別枠の保険にすれば、医者に行く回数が多くなればなるほど保険料が天井知らずに上がっていくことになるわけであります。こういう案で、現行とあまり変わらないという結果になりそうであります。

私ども、後期高齢者医療制度の問題点を簡単に6点申し上げます。1つには、独立制度によって75歳以上を区別し、保険証も別。若い人に比べ医療費の伸びが高いから、保険料が増加する仕組みであります。2つ目には、保険料負担は非被用者保険の被保険者は事業主負担がなくなり、負担増、また被用者保険の被扶養者であった者は負担がなかったのに、75歳以上になれば保険料負担が発生する。この保険料は国保税と違い、世帯当たりの保険料負担が増加するわけであります。3つ目には、保険料徴収は、国保については世帯主がまとめて納付しておりますが、後期高齢者医療制度は個人単位で原則年金から天引き、これまで扶養とされていた配偶者も納付することが発生し、世帯当たりの税負担が発生するわけです。4番目には、高額医療費は、妻が74歳で国保税、夫が75歳であれば、保険税と保険料で世帯当たりの負担が大幅に増大する仕組みであります。健康診査は、これまで市町村の実施であった広域連合の努力義務で、受診率が大幅に低下しております。6番目には、後期高齢者という名称は高齢者の心情に配慮しておりません。前の政権下では長寿医療制度という名称を使っておりますが、どうも名前がマッチいたしません。名前だけ変えても制度の中身は変わらない。ごまかそうとすることこそくなく手段は許せないわけであります。私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度はあらゆる面で差別医療制度なので、即廃止し、安心できる医療制度を求めるものであります。

最後に、当面、医療費にかかわる保険料を軽減するためにも、国の負担、県の負担を大幅に引き上げ、保険料の軽減を再度要請すべきであります。海田町でも国保、あるいは下水道も援助して、町民の生活を守る役割を最大限努力するという形で補正もされました。国も政権交代、広島県も新知事とかわり、節目のときであります。このことを強力に要請して、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西山議員、反対、賛成、いずれの討論でしょうか。

○ 1 1 番（西山）賛成です。

○議長（久留島）賛成討論を許します。西山議員。

○ 1 1 番（西山）11番、西山です。第17号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

先ほど議長より報告がありましたが、議長を除く15名で構成された予算特別委員会で審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。先ほどるる反対討論をなさいましたが、本来、後期高齢者医療、国民保険等は国・県が行うべき事業だと考えております。しかし、国も県もこれに手をつけない実情の中で、各県が連合を結成してまず後期高齢者医療をスタートさせております。このメリットは、少しでも高齢化が進んだ中で、県内ではどこで医療を受けても同じ保険料というすごいメリットがございます。小さな自治体でこのまま後期高齢者医療、国民健康保険制度はもう破綻に向かっております。しかし、高齢化はスピードをとめるわけにはまいりません。政権がかわり、今、民主党も改革に向けていろいろ研究・調査をされております。現在ではこの後期高齢者医療制度は現行のとおり進まざるを得ないと考えております。

以上により、この議案に対して賛成の立場より討論いたしました。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成22年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第19号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第19号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算。平成21年度海田町一般会計補正予算につきましては、小学校耐震補強事業に係る追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第19号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料34の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。それでは、資料の2ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校耐震補強事業につきましては、海田小学校本館等耐震補強事業、海田東小学校本館耐震補強事業、海田南小学校1号館耐震補強事業のため、4億5,470万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方交付税の特別交付税につきましては、財源調整のため、606万6,000円増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の教育費国庫補助金につきましては、安全・安心な学校づくり交付金を2億9,808万5,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金を7,575万7,000円増額するものでございます。次に、町債の教育債につきましては、補正予算債として7,480万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第19号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,470万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,013万8,000円とするものでございます。次に、議案の3ページの第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。教育費の小学校費の小学校耐震補強事業につきましては、事業完了が翌年度に繰り越しとなるため、事業費4億5,470万8,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。4ページをお願いいたします。第3表 地方債補正についてご説明いたします。このたびの補正で追加を1件計上させていただいております。内容につきましては、歳

入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で平成21年度海田町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

それでは、引き続き事業概要について担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）小学校耐震補強事業の概要について説明を申し上げます。このたびの耐震補強事業は、耐震診断の結果で耐震性能を示す  $I_s$  値が0.3を切るものについて実施いたします。対象となる学校の校舎は、海田小学校の本館と南館、海田東小学校本館及び海田南小学校1号館の、合わせて4棟でございます。耐震補強工事は、児童の授業への影響をできるだけ少なくするため、各学校とも夏休みの時期を約10日間おくらせて、8月1日から9月10日までに変更し、夏休みの期間中に大半の工事を完了させる予定でございます。工事の期間は各学校とも、準備期間を含めまして5月中旬からとしておりますが、完了する時期につきましては、各学校の工事内容により11月中旬から23年の3月上旬までとなっております。また、海田東小学校の本館工事につきましては、新館校舎や給食室につながる渡り廊下の改修等を行うため、授業に影響する工事が10月末までとなります。このため、2学期が始まって約1カ月半余りの間、仮校舎が必要となってまいります。

次に、工事に伴う各学校の対応でございますが、先ほどもご説明申し上げましたとおり、夏休みは8月1日から9月10日までに変更いたします。また、運動会につきましても6月13日に変更して実施いたします。また、工事期間中は工事車両の出入りや資材置き場の確保などのため、校庭の一部を使用制限する予定でございます。工事期間中、児童が事故に遭わないよう安全対策を講じてまいります。なお、各学校の工事箇所図やスケジュール等につきましては資料35をご参照ください。

この耐震補強事業にかかわる契約につきましては議会の認定が必要でございます。先ほどもご説明いたしましたが、夏休みの間に大半の工事を完了させるためと、本体工事にかかる前の準備期間に約2カ月半の期間を要することから、できるだけ早期に契約締結をしなければなりません。つきましては、5月中旬に臨時議会を開催させていただき、本事業の契約認定の議案を提出したいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で、小学校耐震補強事業の概要の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私は100%国からのこういう財源でやられるのかと思ったら、そうではなくて、事業に対する4億5,000万に対して3億7,000万、あと地方債と一般会計からの持ち出しですが、これの財源の内訳の説明をもう少しお願いしたい。

それからもう一つは、工事内容について、今まで説明があったのかどうか分かりませんが、私は忘れておるんだと思うんですが、どういう工事内容であるのか。例えば海田の公民館をやったようなやり方をするのか、それとも東の小学校の、垣のような鉄枠を入れてやったような記憶がありますが、どういう方法でやるのか。先ほど、大規模ですから、生徒に対する影響、あるいは事業に対する影響がかなりあると思うんですが、その工事の内容を説明願いたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）それでは、まず財源でございます。この財源でございますけれども、一般財源606万6,000円がございます。この主なものとしましては、説明でございますように、13の委託料のうち海田小学校備品等移動業務委託料、あるいは東、海田南小学校の備品移動をやっています。これにつきましては補助対象にならず、全く対象外でございます。これにつきましては工事の期間中に、教室内にある机、いす等々を移動させる必要がございます。これについてが主な内容でございます。それと、それを除いた補助対象でございますが、安全・安心な学校づくり交付金等が大体3分の2来ております。また、臨時交付金につきましても全体の約16.89%です。そして、地方債については残りの16.67%になっておりまして、基本的には国の全額、交付金であるとか、あるいは臨時交付金であるとか、あるいは地方債で賄うということに沿っております。以上です。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）工事内容についてご説明いたします。工法でございますが、東海田小学校の体育館でやったような鉄骨のブレースが基本の工法になります。各学校の耐震診断に基づき、そのベースになる鉄骨ブレース工法に合わせて、柱と壁の間にすき間をあける、スリットというんですけれども、柱と壁がくっついておるんですが、あれを離すスリットというんですが、あの工法が一つ。あと、柱に、靱性というて粘り強さをもたすために炭素繊維を巻くんですが、その工法が一つ。あと、壁を増設する方法が一つ。それらを各学校の状況に応じて複合的に組合わせた工法で実施するようにいたしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）大体わかったんですが、一つ、財源の問題で、今、地方債で7,480万、これは地方交付税か何かで補てんというか、後でカバーしてもらえるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）この地方債につきましては、元利償還金の60%を交付税措置されております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。入札にかかってくる工事ですけれども、例えばここに予算が上げてあるけれども、予算以下でないと落札しませんというから、落札率によっては歳入の予算措置に影響があるのかどうか、その説明をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今、予算で上げておるのはあくまでも今回設計に係る設計金額をもとに予算措置をしております。入札で当然これの下回るケースというのは出てこようと思います。上回ると契約ができませんので、下回った場合は、これはその下回った額での補助変更といいますか、補助金等にもそれぞれ精算行為が行われるということでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それでは、今の資料35のことで、教育次長からも説明がありましたけれども、一番最後に、各学校とも運動場は6月14日から工事完了までの間、使用を制限すると。説明のあったときに、言葉の中に校庭の使用をとおっしゃったんですが、この運動場はと書いてあるから、最初に言えばよかったんですが、屋外運動場、屋内運動場、両方に制限がかかるのかどうかの確認をお願いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）屋外運動場でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今、工法の説明、3例ほど述べられたんですけど、どうなるのかな、例えば東小の場合なんかは建物そのもの、いわゆるコンクリの強度そのものがないんじゃないかということで、ブレース工法じゃというても、ブレースを固定するボードそのものに耐力が出てこんじゃないかというふうな気がするんです。ス

リット工法と言われても、補強したものは確かにそれなりのしなり、そういうものはもたせてくれると思うが、今さら言うこともないと思うんですが、ご存じのように、コンクリそのものにはいわゆる伸縮強度というのはゼロですから、それが本当にもてるのかというのはどうなのかと。

それともう一つは、一応これによって震度はどこまで耐えることができるのか。よう言われる言葉が、震度6だとか5だとか言うんですが、できることなら震度7ぐらいまで。今言うそういうボードの固定力というか、そこらが本当に出るのかどうかとあわせて、3点ほどお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず1点目の、そもそも建物が古いので、やってももつのかどうかというご質問でございますが、今回の補強に当たっては、そういったものの建物の診断も含めて、圧縮強度も含めて構造計算をして、その中で建物全体として、今の震度6強の地震にまで耐え得るような構造にするということで、全体のバランスを考えて今のフレームをやったり、靱性をもたせる柱の補強をやったり、スリットをやったりということで、そういう複合的な工法を組合わせることによって建物全体をもたせるという形で設計は考えております。

2点目の地震の強度でございますが、一応震度6強の地震に対して倒壊のおそれがないということで設計しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、資料34の2ページの15、各耐震関連工事、海田小学校、海田東小学校、海田南小学校の、この関連工事は具体的にどういった工事をなさるのでしょうか。

2点目は、これを見ますと、3小学校が運動会は運動場の関係で6月13日に実施するように決められておりますけれども、海田町は4小学校しかないわけです。西小学校もこれに合わせて運動会は6月13日に行われるご予定はないのでしょうか。

それと、3点目は、今回はI s 値0.3以下の本当にぎりぎり間に合って、海田の子どもたちは安全なんですけれども、今、国が補正を組んでこの耐震補強工事の補正を随分増額にするという方向性で動いておりますけれども、海田町は0.3以上であっても、この耐震診断を行った年度が随分早くて、今、耐震診断をすれば0.3以下になると思われるような学校があるわけですが、今後、0.5以下の耐震補強工事はどのようにお考えに

なっていますでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（青木基秀）まず、1点目の関連工事の内容についてご説明申し上げます。この関連工事の主なものとしたしましては、例えば事務室等を一時的に移設するということでございますので、いわゆる電話交換機を一時的に移設を行います。また、コンピュータがネットで役場とつながっておりますので、そういったコンピュータの移設等を行う予定としております。それが主な内容でございます。

2点目の西小の運動会の日程でございますが、各学校とも6月13日に移動させておりますが、来年度はまたもとの9月等に戻すということがありますので、海田西小学校については通常どおり9月に実施するという決まっております。

3点目の0.5以下の問題でございますが、これにつきまして現在国は平成20年度から24年度までの5年間で、I s 値が0.3未満の施設を最優先して耐震化を図る姿勢を示しております。今後の国の動向について注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第1号、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第1号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第2号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、海田町議会議員互助会の表彰式を慣例によって行います。事務局長。

○議会事務局長（飯森）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続20年表彰でございます。前田勝男議員。

○議長（久留島）表彰状。前田勝男殿。あなたは、海田町議会議員として永年地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。平成22年3月24日。海田町議会議員互助会会長、久留島元生。

（記念品授与）

○議長（久留島）以上で表彰式を終わります。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました前田議員に心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

次に、専決処分についてでございますが、今国会で地方税法等の一部改正をする法律案が審議されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、海田町税条例の一部を改正する条例及び海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただく予定にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、3月3日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さん方には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。審議の経過におきまして皆さんから賜りましたご意見やご要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久留島）閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会は、平成22年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては去る3月3日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成22年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前9時47分 閉会